

○袋井市地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第63号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の空き家を有効活用し、地域のための交流施設、拠点施設等への整備を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 袋井市空き家台帳に記載された空き家であって、1年以上空き家であるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会その他の地域住民で構成された地縁団体をいう。
- (3) 地域活性化交流施設等 自治会等が、まちづくりの推進のために地域の活動拠点又は交流施設として活用するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、昭和56年6月1日時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしているもの又は第10条に規定する事業実績報告の提出日までに、耐震改修工事により建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標が1.0以上を満たすものであって、改修後10年以上地域活性化交流施設等として活用されるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる法人若しくは団体の代表者又は個人であって、補助対象空き家を地域活性化交流施設等として活用するために改修工事を行うものとする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める法人
- (2) 特定非営利活動法人

(3) 社会福祉法人

(4) 自治会等

2 補助対象者は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 空き家所有者等と補助対象者との間で活用に関する協定若しくは土地賃貸借契約及び建物賃貸借契約を締結している又はその見込みがあること。

(2) 地域活性化交流施設等として活用することについて、空き家の所有者及び土地の所有者全員の同意を得ていること。

(3) 補助対象者と自治会との間で地域活性化交流施設等として、活用することに関して合意が得られていること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、空き家の改修工事等に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 契約、登記、仲介手続等に要する費用及び租税公課

(2) ガスコンロ、照明、エアコン等の家電製品の設置及び取替の費用

(3) 家具、什器等の備品の費用

(4) 外構工事の費用

(5) その他市長が不相当と認めたもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、60万円（補助対象空き家が袋井市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内にある場合は90万円）を限度とする。

ただし、補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付回数は、同一物件につき1回とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 活用管理計画書（様式第3号）

(3) 補助対象空き家の位置図

- (4) 補助対象空き家の改修等計画図（配置図、平面図等）
- (5) 補助対象空き家の外観写真
- (6) 改修工事等に係る見積書の写し
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 補助対象空き家が第3条に該当することが分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が法人（団体）の場合は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人（団体）概要書（様式第5号）
- (2) 法人若しくは団体の定款、規約又はこれに類するもの

3 申請者が個人の場合は、第1項に掲げる書類のほか、直近3月以内に交付された住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

4 申請者は、補助対象事業の着手前に当該補助対象事業について、交付の決定を受けなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、補助金等交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金等交付決定通知書により、申請者に通知する。

（交付の条件）

第9条 交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、変更承認申請書に前条に掲げる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

ア補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ事業費を変更しようとするとき。

ウ補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨報告し、指示を受けなければならないこと。

(3) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後にお

いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(事業実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 改修工事等契約書の写し
- (2) 改修工事等費用の請求書又は領収書の写し
- (3) 改修工事等の施工中及び施工後の写真
- (4) 土地の所有者の全員の同意書
- (5) 土地の賃貸借契約書の写し(土地を所有している場合は除く。)
- (6) 建物の賃貸借契約書の写し(建物を所有している場合は除く。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助金の確定通知を受けた者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(袋井市空き家対策総合支援事業費補助金交付要綱の廃止)

- 3 袋井市空き家対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和元年袋井市告示第12号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月30日告示第37号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第101号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の袋井市地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業費補助金交付要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業費補助金交付要綱の規定による様式とみなす。